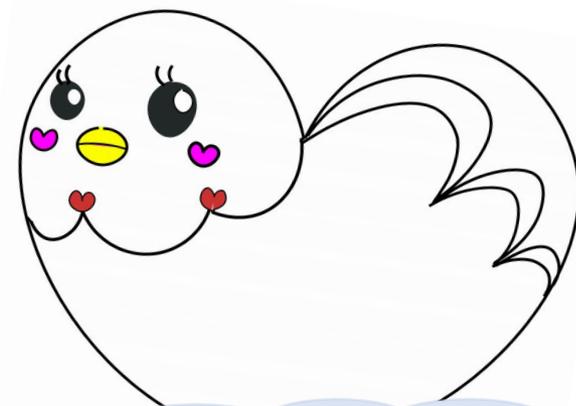


松戸市虐待防止条例の取組



松戸市虐待防止推進キャラクター
「ハートはと」

松戸市

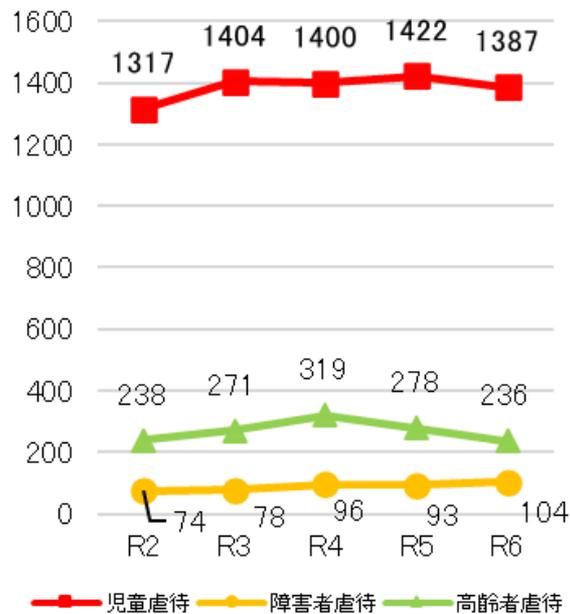
松戸市虐待防止条例制定の経緯

背景

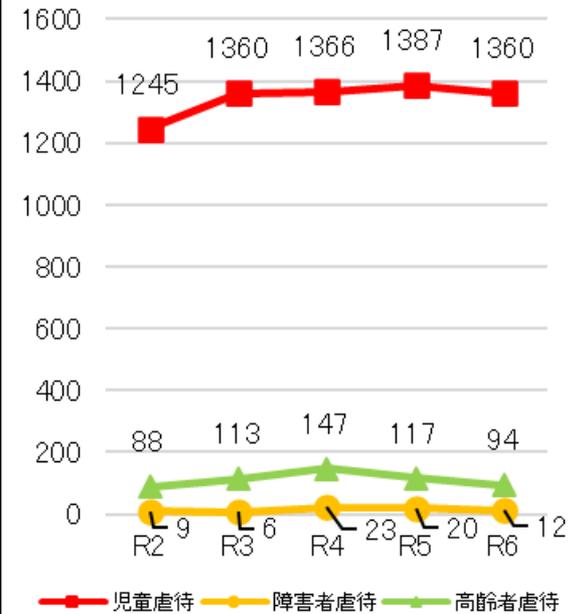
○本市では、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の通告・通報件数等が増加傾向にある中で、近隣市の児童虐待事件の発生、関係機関における3虐待連携した取組の検討が進められるとともに、令和元年度に3つの虐待防止ネットワークが整備されるに至ったことを契機とし、更なる虐待防止対策に関する議論・動きが加速しました。

3虐待の現状

通告・通報件数推移



虐待認定件数推移



松戸市虐待防止条例について (施行期日:令和2年4月1日)

条例の目的

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本理念

- ① 虐待は、人権侵害行為であり、決して行ってはならない。
- ② 命と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の利益が最大限考慮されること、被養護者等・養護者等の人権が共に尊重されること
- ③ 市、市民、関係団体、地域社会が主体的かつ協力して取り組む。

市を挙げて
取り組むこと

方針を共有して
取り組むこと

児童・高齢者・障害者
虐待防止対策の連携

各主体の責務・役割

- 【市】
虐待防止対策を推進します
- 【市民】
虐待防止への理解を深めます
- 【関係団体】
早期発見に努めます
市の施策に協力します
- 【地域社会】
児童・高齢者・障害者のいる家庭と積極的に
関わり合いを持ち、安心して生活できる
環境づくりに努めます

施策の取組の方向性

- 通告・相談しやすい環境にします
- 虐待を受けた人の安全が速やかに確認できるように協力
します
- 安心して子育て・介護等ができる地域づくりに努めます
- 支援を行う際、虐待を受けた人の意思を尊重します
- 虐待に関する研修等を実施すると共に参加しやすい環境
を整えます
- 正しい知識の普及や意識高揚を図るために啓発します

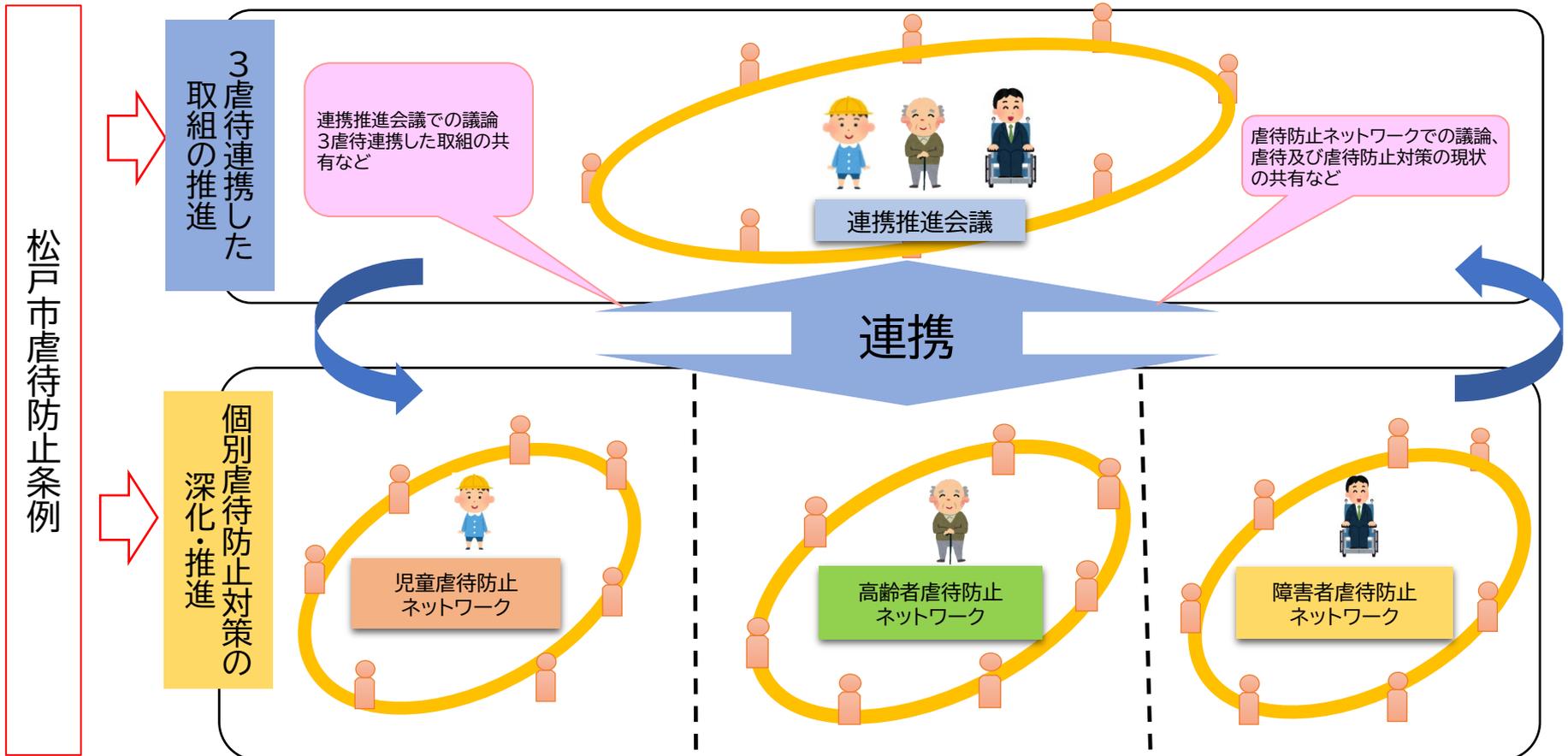
推進体制整備

3虐待で連携した効果的取組
を推進するため体制の整備

松戸市虐待防止連携
推進会議の設置

連携推進会議と虐待防止ネットワークの連携(イメージ)

- 連携推進会議は、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携した取組を推進する。
- 各虐待防止ネットワークは、個別の虐待防止の取組を深化・推進する。
- ⇒連携推進会議と各虐待防止ネットワークは、連携を図りながら、相互補完的に取組を推進する。



虐待防止連携推進会議での取組

	条例にかかる取組
周知啓発	<ul style="list-style-type: none">・啓発物品の作成・パートナー講座
予防的取組	<ul style="list-style-type: none">・他課、他分野支援機関との連携の継続
早期発見	<ul style="list-style-type: none">・普及啓発物品におけるQRコードの活用・AIチャットボットの活用・庁内職員向け研修の実施
対応力向上	<ul style="list-style-type: none">・虐待対応機関合同勉強会の開催
連携強化	<ul style="list-style-type: none">・条例にかかる取組を各ネットワークで報告

～周知啓発を進めています～

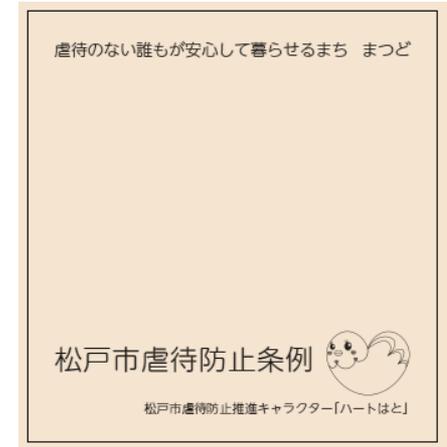
チラシ、ポスター



クリアファイル



ふせん



ボールペン



反射キーホルダー



名入れ
ポケットティッシュ



エコバック